

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」に対する当社取組方針・取組状況の一部実施・非該当一覧表

原則		一部実施・非該当	一部実施・非該当の理由
原則 4	<p>【手数料等の明確化】</p> <p>金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである</p>	非該当	現時点において、当社は手数料の開示義務が無いため、本原則は対象としておりません
原則 5	<p>(注2)</p> <p>金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである</p>	非該当	当社において、複数の金融商品・サービスをパッケージ化して販売する事が無い為、本原則は対象としておりません。
原則 6	<p>(注2)</p> <p>金融事業者は、複数の金融商品/サービスをパッケージとして販売・推奨する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。</p>	非該当	当社において、複数の金融商品・サービスをパッケージ化して販売する事が無い為、本原則は対象としておりません。
	<p>(注3)</p> <p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。</p>	非該当	当社における業務形態上、商品の組成に携わる事が無い為、本原則は対象としておりません。